

○公立大学法人熊本県立大学広告事業規則

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）における広告事業に関し必要な事項を定め、もって本学の保有する施設等の有効活用による自己収入の拡大及び教育研究環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。
- (2) 広告事業 本学が保有する資産等を法人等の広告媒体として活用することにより得た対価(以下「広告料」という。)を活用し、本学の教育研究環境の向上を図る事業であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 広告の掲載
 - ロ 広告の表示又は広告を表示もしくは掲出する物件（以下「広告物」という。）の設置
 - ハ その他理事長が必要と認める事業
- (3) 資産等 本学が保有する物件その他の資産をいう。
- (4) 広告媒体 次に掲げる資産等であって、広告事業に活用するものをいう。
 - イ 建物、車両、工作物等の物件
 - ロ 印刷物
 - ハ ウェブページ
 - ニ その他広告媒体としての活用について理事長が必要と認める資産等
- (5) 広告主等 広告の掲載等を許可された広告主又は広告取扱業者をいう。

(事業の基本方針)

第3条 広告事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を及ぼさないよう実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 本学は、広告事業を導入した施設等について、当該施設等の美観の維持に努めなければならない。

3 広告事業による収入は、施設等の維持管理、修繕その他施設整備又は大学運営を行うための費用に充てるものとする。

(事業の種類)

第4条 広告事業の種類は、広告事業ごとに次に掲げる事項を記載した募集要項を別途定めるものとする。

- (1) 広告事業（広告媒体）の名称
- (2) 広告の規格、数
- (3) 表示・掲載場所、期間等
- (4) 広告料等の基準価格
- (4) 募集方法、募集期間

(5) 契約条項

(6) その他理事長が必要と認める事項

(広告事業の期間)

第5条 広告事業の契約期間は、原則として3年以上5年以下とする。

(募集)

第6条 広告事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとする。

(応募資格)

第7条 ネーミングライツ事業に応募できる法人等は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

(2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(3) 社会問題を起こしているもの

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

(5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)

(6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの

(7) 政治団体

(8) 宗教団体

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

(10) 国税、地方税等を滞納しているもの

(11) その他広告事業に応募する法人等として適当でないと理事長が認めるもの

(応募)

第8条 広告事業に応募する法人等は、所定の申込書を学長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、法人にあつては次に掲げる書類を、法人以外の団体又は個人事業主にあつては募集要項において定める書類を添付しなければならない。

(1) 法人の概要を記載した書類

(2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類

(3) 法人の登記事項証明書(発行3か月以内のもの)

(4) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)

(5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類(発行1か月以内のもの)

(6) その他募集要項において必要とする書類

(広告の条件)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象とすることができない。

- (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
 - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (7) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - (8) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (11) たばこの広告や喫煙を促すもの
 - (12) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - (13) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - (14) その他広告として適当でないと理事長が認めるもの
- (広告主等の決定等)

第11条 理事長は、第8条第1項の申込に基づき、広告主等の採用の可否を決定するものとする。

2 理事長は、広告主等を決定したときは、広告事業決定通知書（別記様式第2号）により広告主等に通知するものとする。

(契約)

第12条 契約責任者は、広告主等として決定した法人等と契約を締結するものとする。

(広告料の納入)

第13条 広告主等は、原則として本学が年度ごとに発する請求書により、指定期日までに広告料を納入しなければならない。

2 既納の広告料は、返還しない。ただし、広告主等の責めに帰さない事由により広告事業が中止となった場合は、広告料の全部又は一部を返還することができる。

(広告主等の責務)

第14条 広告主等は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の表示に必要な費用は、広告主等が負担する。契約期間の満了及び契約の解除に伴う原状回復に必要な費用についても同様とする。

3 広告主等は、広告内容に関し、著作権等各種権利関係の確認及び法令上必要とされる手続を行わなければならない。

4 広告主等は、広告の表示及び広告物の設置に関し、点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を維持しなければならない。

5 第三者から広告に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告内容の変更)

第 15 条 広告主等が当該広告事業の表示期間中において広告内容を変更しようとするときは、あらかじめ理事長に協議しなければならない。

(広告主等による契約解除の申出)

第 15 条 広告主等は、広告主等の都合により広告事業の継続が困難となった場合には、理事長に契約の解除を申し出ることができる。この場合において、広告主等は、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学と広告主等とが協議の上、決定する。

(広告主等の決定取消し及び契約の解除)

第 16 条 理事長は、広告主等が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主等の決定を取消し、又は契約を解除することができる。

(1) 指定の期日までに広告主等料を納入しなかったとき。

(2) 第 7 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条に規定する契約解除の申し出があったとき。

(5) その他学長が広告主等の決定を取消し、又は契約の解除が必要であると認めるとき。

2 学長は、前項の規定により広告主等の決定を取消し、又は契約の解除を決定したときは、広告主等に通知するものとする。

3 第 1 項第 5 号により広告主等の決定を取消し、又は契約を解除する場合には、広告料の返還について広告主等と協議するものとする。

(契約更新)

第 17 条 広告主等は、契約更新を希望する場合は、契約期間が満了する日の 4 か月前までに、所定の申請書に必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請に基づき、契約更新の可否を決定し、広告主等に結果を通知するものとする。

(協議)

第 18 条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と広告主等が協議するものとする。

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 8 年 2 月 1 6 日熊県大規程第 1 0 7 号)

この規則は、令和 8 年 2 月 1 6 日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

広告事業申込書

令和 年 月 日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 様

法人等名称
代表者の氏名

公立大学法人熊本県立大学広告事業規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

- 1 広告事業（広告媒体）の名称
- 2 広告の規格、数 縦 cm×横 cm、 個（箇所）
- 3 表示（掲載）場所
- 4 広告の表示期間
令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 5 広告料
広告料 円（税別）
- 6 申込広告料の公開の可否
（ 公開可 ・ 非公開を希望 ）
- 7 連絡先
担当部署
担当者職氏名
電話番号
E-mail
- 8 その他

申込みに当たり、公立大学法人熊本県立大学広告事業規則第7条各号及び第9条各号の規定に該当していないこと、及び添付の版下原稿の案について著作権等の権利の侵害のないことを確認しています。

広告事業決定通知書

令和 年 月 日

申込者 様

公立大学法人熊本県立大学
理事長

令和 年 月 日付けで申込みのあった広告事業については、下記のとおり決定したのでお知らせします。

申込の採否	採用 ・ 不採用
-------	----------

採用となった申込については、以下の内容により公立大学法人熊本県立大学広告事業規則その他本学の規程等の内容を遵守し、広告の掲載等を行ってください。

広告事業（広告媒体） の名称	
広告の規格、数	縦 cm×横 cm、 個（箇所）
表示（掲載）場所	
広告の表示期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告料	円（年額／税別）
広告料 納入期限	年度期分 令和 年 月 日まで 年度期分 令和 年 月 日まで 年度期分 令和 年 月 日まで
備考	